

地域の安心・安全（13）

近年、若年層の犯罪の凶悪化、低年齢化が問題となっている。厳しく取り締まってほしい。

（名古屋市、30代男性）

〔回答〕

若年者の犯罪、特に青少年の状況をみると、社会を震撼させる重大な少年事件が相次いで発生するとともに、暴走族などの非行集団による強盗や恐喝、ひったくりなどの街頭犯罪が多発するなど、凶悪、粗暴化の傾向にあり、また、深夜はいかいが増加するなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

こうしたことから、県では昨年3月に愛知県青少年保護育成条例を改正し（施行：7月）、青少年の深夜外出に関する規制やインターネットの有害情報を青少年に閲覧させないようにする努力義務など、規制を強化しました。

しかし、規制を強化するだけで青少年の犯罪や非行がなくなるわけではありません。保護者をはじめ、まわりの大人たちが変わらなければならないと考えております。そのため、大人一人ひとりに青少年育成の役割と責任を自覚してもらうために、「青少年の非行問題に取り組む県民運動」をはじめとした各種県民運動を展開し、地域ぐるみで青少年の健全育成、非行防止を推進しているところであります。

今後も、引き続き、条例の適正な運用に努めるとともに、地域が一体となった県民運動を展開することにより、青少年が非行や犯罪に走らないよう、対策を講じてまいります。 【県民生活部】

最近、地下鉄で酔っ払いらしき人に絡まれた。駅員に事情を話し警察にも通報してもらったが、安心して、街を歩けるようにしてほしい。

（名古屋市、30代女性）

〔回答〕

愛知県警では、交番、パトカーの警察官を中心として制服警察官によるパトロール活動を実施しているところです。鉄道施設についても鉄道警察隊を中心にパトロールを行っており、今回のような出来事に遭われた時は、駅員に連絡するか、110番して頂ければ直ちに対応いたします。

今後とも制服警察官のパトロールを強化して、皆さんの安全、安心に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。 【警察本部】

健常者が身体障害者マークのステッカーを車につけ、身体障害者用スペースの駐車場に車を止めている様子を見ることがある。ステッカー販売・製造者を規制することはできないか。また、愛知県独自のステッカーを作成してはどうか。

（大治町、40代女性）

〔回答〕

身障者用のマークには、身体障害者標識（青地にクローバーの書かれたもの）や、障害者のための国際シンボルマーク（青地に白く車いすの書かれたもの）などがあります。一般的にもっとも広く認知されているのは、障害者が利用できる建築物・施設を示す国際シンボルマークです。その利用は、各人の良識に委ねられているところでありまして、規制することは困難であると考えております。

身障者用の駐車場に健常者が駐車しているとのことですが、障害者の中には、内臓や免疫機能

に障害を持つ内部障害者と言われる方もいます。内部障害者は、一見健常者のように見えるため、誤解されることが多いようです。そのため、「内部障害」の社会的認知と、内部障害の啓発マークである「ハート・プラス」のPRに努めているところです。

また、県独自の身障者用ステッカーを作成・配布できないかのご提言につきましては、一時的なけが等による身体の不自由な方や高齢者、妊婦等の方が利用できなくなってしまうため、大変難しいと考えております。このため、県としましては、障害者のための各種シンボルマークの普及に努めるとともに、社会的弱者をいたわる機運の醸成に努めてまいります。 【健康福祉部】

5月11日に不審者情報の伝達訓練が行われ、伝達検証が成功されたと報道された。疑問に感じることもあるので、調査されると共に、伝達手法等を再検討してほしい。(豊川市、60代男性)
〔回答〕

県教育委員会では、昨年12月、より多くの方に不審者情報を共有していただき、子どもの安全を守る体制を整えるため「学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク」を構築し、去る5月11日(木)、機能検証等のために、県内の公立幼・小・中・高校等で一斉に伝達訓練を実施しました。

この訓練は、県内7地域の拠点となる小学校から発信された訓練情報を、ネットワークを活用し、迅速かつ広域に伝達することを目的としたものであります。

当日は、県内全域に渡る大規模な訓練でありましたが、各地域ともに多くのスクールガードや保護者、地域住民の方に、子どもの下校時間に合わせた、見守りや巡回指導に御協力いただきました。現在、伝達訓練の結果について検証を行っており、今後、必要に応じて情報の伝達手段や連絡網の整備等について見直すなど、ネットワークをより実効性のあるものとするための取組みを進めてまいります。

県教育委員会としましては、今後とも子どもや地域の安全が図られるよう努めてまいりますので、引き続き学校を含めた地域の防犯パトロールに御協力いただきますようお願いいたします。

【教育委員会】

最近、落書きが大変になりかけている。厳罰をもって対応してほしい。(名古屋市、50代男性)
〔回答〕

外壁等への落書きなどの環境の悪化は、犯罪を誘発するおそれがあります。落書きが多く発生する地区では、住民と行政が連携して落書きを消す取組なども実施されています。

愛知県では、今年を「治安回復元年」とし、「あいち地域安全緊急3か年戦略」を策定し、犯罪のおこしにくい地域づくりのための自主防犯活動への支援等を行っています。その一環として、実際に環境浄化活動をされている団体の活動事例を紹介する機会を設けるなど、安全なまちづくり活動の普及啓発に努めています。 【県民生活部】

市街地において散見される落書きについては、器物損壊や軽犯罪法違反などの犯罪行為となるおそれがあり、警察においても取締りに努めているところです。

また、これらの落書きが放置されることは、他の犯罪を誘発する一因となることから、愛知県安全なまちづくり条例において、「犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めるもの」とす

る」と定め、自治体やボランティア、地域住皆さんとともに、落書き防止に向けた活動を行っているところ。 【警察本部】

道路交通法が改正され、民間委託による駐車違反取り締まりが始まったが、豊川市にも駐車監視員制度は導入されるのか。また、違法ナンバープレートの装着等、違法器具を使用した車の取り締まりをお願いしたい。 (豊川市、60代男性)

〔回答〕

1 豊川市にも駐車監視員制度は導入されるのか。

今回の道路交通法の改正に伴い、駐車監視員の活動が開始されましたが、平成18年度につきましては、名古屋市内の16警察署の管内において行っております。

平成19年度以降につきましては、名古屋市内での実施状況や駐車実態等を見極めながら、尾張部や三河部の警察署にも拡大を予定しておりますが、現時点では、具体的な実施予定警察署については、未定であります。

2 違法と思われるナンバープレート装着車両の取締強化

自動車の登録番号標の表示義務違反については従来から指導取締りを強化しております。

登録番号を見えないようにするための器具は、交通違反はもとより犯罪を助長するおそれがあることから、製造元又は販売店に対する指導も併せて強化しているところであります。【警察本部】

自動車を改造し、わざわざ騒音を発しながら走る車を目にする。そのような車の取締りを強化してほしい。 (小牧市、60代男性)

〔回答〕

消音器を外して大騒音で走行したりするのは暴走族がほとんどですが、警察では、爆音を轟かせ走行するこのような暴走族に対しては、消音器不備や無免許運転などの道路交通法違反等により被疑者を検挙しています。また、被疑者の身柄を確保することに併せ、道路交通法違反等の証拠品である使用車両を押収し被疑者及び暴走に使用される車両の道路交通環境からの排除を進めています。

今後も安全で平穏な道路交通を維持するため暴走族に対する強力な取締りを進めていきたいと考えております。 【警察本部】

自転車の悪質な運転をする人を取り締まってほしい。また、シートベルトを着用していない人についても、一般の防犯員が注意できるように改善してほしい。 (春日井市、50代男性)

〔回答〕

自転車は、幼児からお年寄りまで幅広く利用される身近で気軽な交通手段ではありますが、ご指摘にありますように信号無視や歩道を暴走するなどのルール無視が行われるなど、交通事故の加害者となりうる危険性について、必ずしも十分な認識や心構えがないまま利用されております。

県といたしましては、自転車も乗り方によっては危険な乗り物となり、無灯火や2人乗り、並進走行などの道路交通法違反は、警察の取締りの対象となって罰則の適用もあり得るなどの認識をお持ち頂くための広報・啓発活動を各季の交通安全運動等通じて行っております。但し、自転車や歩

行者の携帯電話につきましては、現行法規での規制は困難であります。特に自転車乗用中のメール操作などは危険な行為でありますので、その自粛を自転車安全利用の広報等を通じて同時に呼びかけてまいります。

また、シートベルトの着用につきましては、その効果を広く正しく県民の皆様にお伝えし、着用率の向上に努めているところであります。

なお、お示しのあった防犯委員などの一般の方が走行中の違反車両を止めて個別に注意されることは法律上の「取締り」に当たる可能性が高く、現行の法律では難しいと判断されますが、街頭活動時にサイン版等を掲出しての一般的な啓蒙活動は、機会をとらえて行っています。

いずれにいたしましても、自転車の安全な利用やシートベルトの着用など交通安全意識の高揚につきましては、引き続き関係諸機関と連携して実施して参りますので、ご理解とご協力をお願いします。
【県民生活部】

ご意見の「自転車利用者による信号無視、二人乗り、傘差し運転、無灯火等」の行為については、道路交通法に違反する危険な行為です。県警としてもこの様な違反を減少させることは、交通事故を抑止するための重要な問題としてとらえており、指導警告カード（イエローカード）を活用した街頭における活動を強化しております。

特に、信号無視、一時不停止、無灯火、二人乗り等の危険性の高い違反を重点として、指導警告に従わない悪質違反者については交通違反として検挙し、交通事故の抑止や交通マナーの向上に努めております。

また、携帯電話使用に関して道路交通法が改正された際、自転車乗車中の使用については規制の対象に盛り込まれませんでした。その危険性を積極的に広報し、マナーの向上を訴えています。

【警察本部】

愛知県職員が飲酒運転をした場合、罰則規定はどうなっているのか。（春日井市、50代男性）
〔回答〕

愛知県では、交通事故防止に取り組む本県職員としての自覚を促し、厳正な対応を期するため、「交通事故及び交通法規違反に係る懲戒処分の基準」を作成し、平成18年9月21日から施行したところです。

この基準では、飲酒運転で事故を起こした場合には、人身・物損を問わず懲戒免職といたしました。さらに、他の職員に飲酒運転を教唆したり、幫助、同乗した職員にも懲戒処分の基準を設けました。

また、運転免許取得者リストの整備や、定期的な免許証の点検、確認などを行うこととし、飲酒運転はもとより、交通事故及び交通法規違反の撲滅に向け取り組んでまいります。
【総務部】

本県は年初から交通死亡事故全国ワースト1が続いており、また、全国的に公務員による飲酒運転事故が相次いでいます。こうした状況を踏まえ、交通事故防止に取り組む本県教職員（県立学校及び市町村立学校）としての自覚を促し、厳正な対応を期するため、現行の「懲戒処分の基準」を改正し、平成18年9月21日から施行します。

主な変更点は

- ・飲酒運転で交通事故を起こした教職員は、人身・物損事故を問わず、免職とする。
 - ・飲酒運転を幫助した教職員、飲酒運転をした者に同乗した教職員は、免職、停職又は減給とする。等々であります。詳しくは、愛知県教育委員会教職員課のホームページに掲載されておりますのでご覧ください。
- 【教育委員会】

(1) 上社 JCT 南の地方道 60 号線と交差する国道 302 号線の交差点矢印信号及び地方道 57 号線の東郷町矢印信号は故意に下向きにして直前 10 m 位に近づかないと矢印の点灯が確認できないようにしているが、この状態を知っている人はともかく、初めて通る人は、ブレーキを踏み、追突をされる危険がある。改善を図ることはできないか。

(2) 名古屋市出来町 2 の JR 中央本線上の県道 215 号線の信号機は、見かけ上、ガソリンスタンド用になっていたり、一方通行道の出口に向け付けられていたり、全く意味のない物がある。
(名古屋市、50 代男性)

〔回答〕

(1) ご承知のとおり、上社 JCT の下にある交差点は、上空道路の橋脚が交差点内にあるため、極めて近距離の中で北西、北東、南東、南西の 4 交差点が井桁形を構成しています。

このような信号交差点は、通常の十字型信号交差点に比較して複雑で変則的な交通の流れを余儀なくされ、そのため信号機の運用も複雑になり、信号機の誤認や見落としを誘発し、交通事故が多発します。

交通事故の多くは右折車両が右折後、すぐにある対面信号機を見落とししたり、交差点出口の信号機を入口側信号機と誤認して交差点に進入することによる出会い頭事故で、その防止には停止位置の工夫や入口側交差点から出口側信号機を見にくくするのが有効とされています。

初めて通る人は、ブレーキを踏み、追突をされる危険があることから改善策をとのことですが、現状は以前より重大事故が減少しております。さらに県警では、信号機のサイクル調整のほか、見える位置の角度調整や補助灯器の設置、道路標示の改善など、きめの細かい安全対策を重ねていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。また、知々釜北交差点についても同様な処理をしております。

(2) ここ(出来町橋西信号交差点)は、T 字型交差点で、ご指摘のとおり北側にガソリンスタンドがあり、この入り口が交差点内にあるため、誤解されたようですが、この信号機はガソリンスタンドのために付けられたものではなく、交差点西側の横断歩道、自転車横断帯を横断する自転車、歩行者のために付けたものですのでご理解のほどよろしく申し上げます。 【警察本部】

飲酒運転をして事故を起こした人の新聞記事の中に「飲酒検問で息を吹くふりをして息を吸い込んだ」との記載があり、腹立たしく思う。検問の際は 1 分くらいは続けて測定するようにしてはどうか。
(一宮市、60 代女性)

〔回答〕

ご意見の「飲酒検問で息を吹くふりをして息を吸い込んだ」との記事の内容であります。これは検問時に使用する「アルコール感知器」での場合と思われます。

感知器は飲酒検知前に使用するものであり、取締り警察官は感知器の反応だけでなく、車内の酒臭、目の充血、顔色等から総合的に判断し、飲酒運転の疑いがある場合に呼気検査を行います。

その呼気検査は、運転者が深呼吸をした後、ポリエチレンの風船が一杯にふくらむように一気に吹き込ませた呼気を飲酒検知器で測定しますので、ご提案のような「1分くらい続けて測定する」方法をとらなくても、運転者の呼気を測定することができます。

飲酒運転は死亡事故等の重大な交通事故に直結する悪質な違反であり、今後とも最重点で取締りを強化いたしますのでご理解とご協力をお願い致します。 【警察本部】

自転車の無灯火違反、二人乗り違反、飲酒違反など厳しく取り締まってほしい。また、JR春日井駅から勝川駅までの間に無余地駐車違反の看板があるが、車が駐車してある。違反にはならないのか。 (春日井市、50代男性)

〔回答〕

ご意見の「自転車の無灯火違反、二人乗り違反、飲酒違反などの行為」については、道路交通法に違反する危険な行為です。県警としてもこの様な違反を減少させることは、交通事故を抑止するための重要な問題としてとらえており、指導警告カード(イエローカード)を活用した街頭における指導や啓発活動を強化しております。特に、信号無視、一時不停止、無灯火、二人乗り等の危険性の高い違反を重点として、指導警告に従わない悪質違反者については交通違反として検挙し、交通事故の抑止や交通マナーの向上に努めております。このため、現時点で、自転車利用者に対する指導取締りを民間に委託することは考えておりません。

次に、ご意見のあった「JR中央線の春日井駅から勝川駅間」の道路については、無余地場所駐車違反となる場所もありますので、現場を確認した上で違法駐車であれば、取締りを行ってまいります。

春日井警察署管内への駐車監視員の導入については、今後、地域の駐車実態等を検証しながら検討してまいります。 【警察本部】

道路の車道には多くの街灯があるが、歩道にはあまり無いように思う。

(春日井市、50代男性)

〔回答〕

道路照明施設は、道路または交通の状況等から、夜間、交通事故が発生する恐れが多い箇所において、事故の防止・減少を図ることを目的として、交通安全上の観点から、主に車道用として設置を行っております。

〔主な設置箇所〕

連続照明

- ・自動車、歩行者交通量の多い市街部の道路

局部照明

- ・横断歩道
- ・信号交差点
- ・見通しの悪い屈曲部、道路幅員が急激に変化するなど運転に注意を要する場所

また、平成15年度からバリアフリーの位置付けがされた区間においては、高齢者や身体障害者の方が安全に歩行できるように、歩道用の照明施設を設置するようになりました。

一方、主に「防犯」の観点などから必要な場合は、地元の市町村や商店街が照明施設の設置管理をしています。

このように照明施設は必要性の高い箇所において、それぞれの管理者により、順次整備が進められ、毎年管理本数が増加していますが、電気代、玉替えなどの維持コストも大きくなるなどの課題もあります。

今後とも、良好で安全な道路環境となるよう、皆様からのご意見を伺いながら、引き続き努力をして参りますので、ご理解願います。

【建設部】